

## 平成31年度税制改正法案で明らかになったこと ～教育資金の一括非課税贈与～

(その3)

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度については、適用期限を平成33年3月31日まで延長し、贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、一定の除外規定に該当しない場合には、管理残額は生前贈与加算の対象となる旨の改正が行われます。その場合、生前贈与加算の対象となる管理残額について、受贈者が一親等の血族以外の者である場合でも、相続税額の二割加算の対象者とされません。また、生前贈与加算の取扱いについても、その管理残額は遺贈によって取得したものとみなされる場合から除くこととされています。(措法70の2の2④、⑤)

平成31年4月 1日以後	贈与があった	前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用を受けることができない。
	贈与者が死亡	一定の場合を除き、管理残額は相続財産に加算(平成31年3月31日以前の贈与は除く。)
平成31年7月 1日以後	支払われる教育資金	23歳以上の者の教育資金の範囲について、原則として学校等以外の者に支払われるものを除く。
	受贈者が30歳に達する場合	受贈者が30歳に達した場合においても、学校等に在学中又は教育訓練を受講している場合、受贈者が40歳に達する日まで特例の適用が延長される。(措法70の2の2⑫)

### 【設例】

- 被相続人 父(平成33年3月死亡)
- 相続人 長男(子の甲・28歳会社員)・長女(子の乙・25歳会社員)
- 相続財産と遺産分割 現預金1億円、その他の財産3億円(法定相続分どおり相続する)
- 生前贈与(父から甲及び乙へ)
  - 教育資金の贈与 甲及び乙にそれぞれ1,000万円ずつ贈与(相続開始時の管理残額甲乙共に400万円)
  - その他の贈与 甲及び乙にそれぞれ200万円ずつ平成32年4月に贈与

### 5. 相続税の計算

(単位:万円)

	教育資金の贈与が平成31年3月の場合		教育資金の贈与が平成31年8月の場合			
	長男	長女	長男	長女	甲	乙
現預金	5,000	5,000	5,000	5,000		
その他の財産	15,000	15,000	15,000	15,000	(注1) 400	(注1) 400
生前贈与加算	—	—	—	—	(注2) 0	(注2) 0
課税価格	20,000	20,000	20,000	20,000	400	400
相続税の総額	10,920		11,240			
各人の算出税額	5,460	5,460	5,510	5,510	110	110
相続税額の二割加算	—	—	—	—	(注2) —	(注2) —
納付税額	5,460	5,460	5,510	5,510	110	110
合計税額	10,920		11,240			

(注1) 甲及び乙が、平成31年4月以降に受けた教育資金の贈与の管理残額は、除外規定に該当しないことから相続財産に加算されます。

(注2) 甲及び乙は、被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けていますが、管理残額以外の財産を遺贈によって取得していないことから、平成32年の贈与については生前贈与加算の対象とはされません。また、甲及び乙は、配偶者及び一親等の血族以外の者に該当しますが、この管理残額に対する相続税額については、二割加算の対象にはなりません。

### ● 管理残額の相続税課税の判定(措法70の2の2⑪、⑫)

贈与年月	贈与者死亡年月	贈与者死亡時の受贈者の年齢等	贈与者死亡時における管理残額の相続税課税の判定
平成31年1月	平成33年2月	26歳(会社員)	なし(平成31年4月1日以前の贈与)(附則79③)
平成31年4月	平成34年1月	25歳(会社員)	あり(4月1日以後の贈与、3年内贈与、学校等に在学していない)
平成31年5月	平成34年2月	28歳(大学院生)	なし(4月1日以後の贈与、3年内贈与、学校に在学している)
平成31年6月	平成34年3月	32歳(教育訓練受講中)	なし(4月1日以後の贈与、3年内贈与、40歳未満で、かつ教育訓練受講中)

(文責:山本和義)